

(2) 藏書点検

昨年の一般資料にひきつづき、43年4月1日から8日間にわたって、佐藤文庫13,370冊、放江文庫849冊、井筒文庫271冊などの特種資料の点検を実施し、確認整備を行なった。

第3節 館内奉仕

I 利用状況

(1) 利用者数

昨年の利用状況の推移から資料を更に積極的に利用をはかれる体勢に館内配置を施すべきであるという考えに立って、公開図書室の大幅な模様替えを実施した。即ち、公開図書数を従来の約2倍の12,000冊に増やし、閲覧席をはなしして、利用者が図書を探すにも、読書するにも、お互に阻害されないようにしたことを見はじめ、雑誌を1ヵ所に集中し、ソファーを置いて、楽な姿勢で自由に手にとれるようにしたこと、閲覧用目録は部屋をはいってのすぐ左側壁面に配して、利用者、職員ともに引きやすいようにしたこと等である。この結果有効な空間スペースも生じ、せまい建物をいっぱいに使用するというつめ込み体勢が緩和され、ゆったりと寛いだ雰囲気で図書館を利用できるようになつたことは、大いなる前進と見てよい。

利用者総数においては前年と大きな変化はないが、館外個人貸出者が前年に比し、4,834人多い17,980人と急増したことなどは、後述する手続上の簡略化もさることながら、やはり利用者が自由に見れる図書を多くしたこと最大の要因があると考えられる。→(表1)

(2) 読書傾向(資料の利用状況)

各部門別に見て、雑誌を除いて、すべて1,000冊台を越えたことは従来なかったことであり、特に従って地域性ということもあっての故か。比較的少なかった自然科学、工学、産業、語学等の部門もおしなべて、上昇してきていることは、やはり高度に成長した現代社会生活において、それらを必要とされることのあらわれでもあり、反面図書館側としても、従来収集にあたって弱かったこれらの部門に対する研究の成果のあらわれであると見られる。文学と同様児童図書の利用の大きいことは、利用する児童の数から見れば、非常に大きい割合を占めている。児童本なる故にばらばらめくるからと言ってしまえばそれまでだが、「現代の子供は本を読まない」という説もあるにしろ、押しつけられた学習の外にこうした利用状況を見るにつけて、特に母親が子供のために貸出を希望するのが多い現状を見るにつけて、「児童に対する図書館奉仕」の問題は館の性格を云々するよりも、取り組まなければならない今後の重要な課題であろうと考える。→(表2)

(3) 館外個人貸出登録者

館外個人貸出の手続をするのに、図書館へ3度も足を運ばなければならないということでは、住民のための図書館であるとは言われないし、またいかに厳重な書類上の手続を経させたところで、返却しない人もあることもあるということで、要は図書館を利用する場合は計画的に年間を通して

利用するということは望ましい姿かも知れないが、切羽つまって図書を借りたいが故にかけつける利用者も少なくない。こうした場合に何か身分を証明する書類でも持っていたり、即座に貸出を受けるということであれば、図書館の利用価値、存在意義に対する利用者の認識も深まり、これが契機となって利用の拡大につながることも考えられる。こうしたことから、手続の簡略化をはかった。即ち身分を証明する書類(身分証明書、運転免許証、保険証等)を提示して、自筆で申請書に記入してもらえば、ただちに貸出券の発行ということにした。登録者は前年に比して1,103人増の2,793人と急増した。然し、その内容は高校生の増加ということが目立つ。即ち、前年度は全体の15.7%であったものが、28.8%、それに大学生の42%、各種学校生6.6%と勉学を目的とするものが77.4%を占めていることは一般人の利用に対するPRの不足もさることながら、まだ成人の生活に図書が入り込める社会になっていないことをあらわしているものとも考えられる。然し、館側としてのPRに対する手段は明年度において十分加えて参らなければならぬと考える。と同時に未来の利用者としての児童に対する奉仕のあり方をも公共図書館として、前進する方向へ持っていくなければならないと考える。→(表3)

2 調査相談事務(レファレンス・サービス)

利用者が図書館資料をより効果的に利用できるよう援助することは、また来館できない人に対しては、所蔵する全資料を十分に活用して、求める要求に応えるということは現代の新しい図書館活動の中で不可欠の仕事であり、本年度は当館において行なったこの業務の概要は次のようになっている。

(1) 回答事務

直接来館者により、あるいは電話、文書等によってなされる相談・調査依頼の問い合わせは、記録票に記録されたものによれば総件数427件で、その内訳は表4のとおりである。このなかで、本年度特徴的だったのは、社会全般の明治百年記念行事の流行に関連して郷土の人物に関する問い合わせが目立つ多かったことである。→(表4)

(2) 特許関係サービス

当館は会津図書館とともに県内2ヵ所の特許公報類公開閲覧所に指定されている。明治42年12月から所蔵している実用新案公報をはじめ、特許公報は明治43年7月から、商標公報は明治43年1月、意匠公報は昭和8年9月から所蔵して、閲覧およびレファレンスにあたっているが、本年度の利用状況は表5のとおりである。特に本年度は複写サービスの強化によって、迅速に利用者の要求に応えられるようになったことは、今後の利用の伸びを促進するものと考えられる。→(表5)

(3) 複写サービス

情報の占める役割がますます大きくなりつつある現代社会の中で、情報を求める人に応じること、あるいは積極的に情報を提供することは図書館の重要な機能の1つである。複写サービスが要求され、また喜ばれているのもこの意味からであるし、またそれは当然の結果であろう。当館では昨年度より「エレクトロニック・リコピー」を備えつけ、